

消防法における罰則規定一覧(予防分野)

1 消防法に基づく命令に違反した者に対する罰則規定

処分される者	罰則規定
<ul style="list-style-type: none"> 防火対象物に対する措置命令に違反した者(使用禁止・停止・制限等、第5条の2第1項違反) ※1 	第39条の2の2 3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
<ul style="list-style-type: none"> 防火対象物に対する措置命令に違反した者(改修・移転・除去等、第5条第1項違反) ※1 	第39条の3の2 2年以下の懲役又は200万円以下の罰金
<ul style="list-style-type: none"> 防火対象物に対する措置命令に違反した者(第5条の3第1項違反) ※3 	第41条 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
<ul style="list-style-type: none"> 防火管理業務適正執行命令に違反した者(第8条第4項違反) ※3 防災管理業務適正執行命令に違反した者(第36条第1項において準用する第8条第5項違反) 	
<ul style="list-style-type: none"> 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置命令に違反した者(第17条の4第1項違反) ※2 	
<ul style="list-style-type: none"> 防火管理者選任命令に違反した者(第8条第3項違反) ※3 防災管理者選任命令に違反した者(第36条第1項において準用する第8条第3項違反) ※3 	第42条 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
<ul style="list-style-type: none"> 屋外の火災予防措置命令に違反した者(第3条第1項違反) ※3 	第44条第1項 30万円以下の罰金又は拘留
<ul style="list-style-type: none"> 立入検査を拒否等した者(第4条第1項違反) 資料提出命令、報告徴収命令に違反した者(第4条第1項違反) 	
<ul style="list-style-type: none"> 防火対象物点検の表示に係る虚偽表示除去・消印命令に違反した者(第8条の2の2第4項違反) 防災管理点検の表示に係る虚偽表示除去・消印命令に違反した者(第36条第1項において準用する第8条の2の2第4項違反) 防火対象物点検の表示及び防管理点検の表示に係る虚偽表示除去・消印命令に違反した者(第36条第5項において準用する第8条の2の2第4項違反) 	
<ul style="list-style-type: none"> 防火対象物点検の特例認定の表示に係る虚偽表示除去・消印命令に違反した者(第8条の2の3第8項において準用する第8条の2の2第4項違反) 防災管理点検の特例認定の表示に係る虚偽表示除去・消印命令に違反した者(第36条第1項において準用する において準用する第8条の2の2第4項違反) 防火対象物点検の特例認定及び防災管理点検の特例認定の表示に係る虚偽表示除去・消印命令に違反した者(第36条第5項において準用する第8条の2の2第4項) 	
<ul style="list-style-type: none"> 消防用設備等又は特殊消防用設備等の維持命令に違反した者(第17条の4第2項違反) ※3 	

2 消防法の規定に違反した者に対する直接の罰則規定

処分される者	罰則規定
<ul style="list-style-type: none"> ・ 防火対象物点検の表示に係る虚偽表示をした者(第8条の2の2第3項違反) ※3 ・ 防災管理点検の表示に係る虚偽表示をした者 (第36条第1項において準用する第8条の2の2第3項違反) ※3 ・ 防火対象物点検及び防災管理点検の表示に係る虚偽表示をした者 (第36条第5項において準用する第8条の2の2第3項違反) ※3 	第44条第1項 30万円以下の罰金又は拘留
<ul style="list-style-type: none"> ・ 防火対象物点検の特例認定の表示に係る虚偽表示をした者 (第8条の2の3第8項において準用する第8条の2の2第3項違反) ※3 ・ 防災管理点検の特例認定の表示に係る虚偽表示をした者 (第36条第1項において準用する第8条の2の3第8項において準用する第8条の2の2第4項違反) ※3 ・ 防火対象物点検の特例認定及び防災管理点検の特例認定の表示に係る虚偽表示をした者 (第36条第5項において準用する第8条の2の2第3項違反) ※3 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災対象物品の表示違反(第8条の3第3項違反) ※3 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防用設備等又は特殊消防用設備等の検査受忍義務に違反した者(第17条の3の2違反) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 防火管理者選解任届出義務に違反した者(第8条第2項違反) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災管理者選解任届出義務に違反した者(第36条第1項において準用する第8条第2項違反) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱届出義務に違反した者(第9条の3第1項(第2項において準用)違反) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防設備士の工事整備対象設備等の着工届出義務に違反した者(第17条の14違反) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 防火対象物点検報告義務に違反した者(第8条の2の2第1項違反) ※3 ・ 防災管理点検報告義務に違反した者(第36条第1項において準用する第8条の2の2第1項違反) ※3 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防用設備等又は特殊消防用設備等設置届出義務に違反した者(第17条の3の2) ※3 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防用設備等又は特殊消防用設備等点検報告義務に違反した者(第17条の3の3) ※3 	

処分される者	罰則規定
<ul style="list-style-type: none"> ・ 防火対象物点検の特例認定を受けた防火対象物の管理について、権原を有する者に変更があった場合の第8条の2の3第5項による届出を怠った、当該変更前の権原を有する者 	第46条の6 5万円以下の過料
<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災管理点検の特例認定を受けた防災管理対象物の管理について、権原を有する者に変更があった場合の第36条第1項において準用する第8条の2の3第5項による届出を怠った、当該変更前の権原を有する者 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務大臣の認定を受けた特殊消防用設備等又は設備等設置維持計画について軽微な変更をした場合の第17条の2の3による届出を怠った、当該認定を受けた者 	

(注1) ※1～3については、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第45条各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

※1 1億円以下の罰金

※2 3,000万円以下の罰金

※3 各本条の罰金

(注2) 共同防火管理協議事項作成命令(第8条の2第3項)及び共同防災管理協議事項作成命令(第36条第1項において準用する第8条の2第3項)については、罰則規定なし。